

国立大学法人電気通信大学非常勤職員育児休業等規程

平成18年 4月 1日

改正

平成21年 4月 1日

平成22年 3月19日

平成23年 3月29日

平成28年12月27日

平成29年 3月22日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）第23条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）に勤務する非常勤職員の育児休業等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのある場合のほか、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）及びその他の関係法令並びに諸規程の定めるところによる。

(育児休業)

第2条 この規程において、「育児休業」とは、非常勤職員が3歳に満たない実子又は養子（以下「子」という。）を養育するためにする休業をいう。

2 前項に掲げる養子には、以下に掲げるものを含む。

一 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により非常勤職員が当該非常勤職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）

であって、当該非常勤職員が現に監護するもの

二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である非常勤職員に委託されている児童のうち、当該非常勤職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの

三 その他これらに準ずる者として学長が定めるもの

(育児休業の適用除外者)

第3条 次に掲げる非常勤職員のうち、学長と職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、申出を拒むことができるとされたものは育児休業をすることができない。

イ 採用後1年を経過しない非常勤職員

ロ 育児休業の申出があった日から1年以内に雇用関係が終了し、以後更新されないことが明らかな非常勤職員

ハ 1週間の所定労働日数が2日以下の非常勤職員

(育児休業の申出等)

第4条 育児休業を取得しようとする非常勤職員は、育児休業を開始しようとする期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該育児休業開始予定日の1か月前の日までに証明書類を添付して、学長に申し出なければならない。

2 申出の時点において当該育児休業に係る子が出生していない場合にあっては、当該子の出生後速やかに届け出なければならない。

3 第1項の申出において、育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の申出があった日の翌日から起算して1月を経過する日より前の日である場合には、学長は当該育児休業開始予定日とされた日から、当該1月を経過する日までのいずれかの日を学長が休業開始予定日として指定することができる。

4 次の各号の一に該当する事由が生じた場合で、育児休業開始予定日が申出のあった日の翌日から1週間に満たないときは、非常勤職員が希望する育児休業開始予定日と申出のあった日から起算して1週間を経過する日までの間のいずれかの日を指定することができる。

一 出産予定日前に子が出生したこと。

二 配偶者が死亡したこと。

三 配偶者が負傷又は疾病により、1週間を超える期間継続して、通院、加療、入院又は安静を必要な状態となり、育児休業の申出に係る子を養育することが困難になったこと。

四 配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しなくなったこと。

五 育児休業の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

六 育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。

5 学長は、第1項の申出があった場合には、当該育児休業を申し出た非常勤職員に育児休業の取扱いを明らかにした書面を交付しなければならない。

（育児休業期間）

第5条 育児休業を取得できる期間は、原則として子が満3歳に達する日（誕生日の前日）までの間の連続した一定の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業に係る子を出産した職員については、国立大学法人電気通信大学非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「非常勤職員勤務時間規程」という。）第21条第二号に規定する産後休暇の翌日以降とする。

（育児休業期間の終了）

第6条 育児休業を取得している非常勤職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、育児休業はその事由が生じた日（第五号から第八号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）をもって終了する。

一 育児休業に係る子が死亡したとき。

二 育児休業に係る子が養子の場合で、離縁や養子縁組を取消したとき。

三 育児休業に係る子が他人の養子となったことその他の事情により同居しないこととなったとき。

- 四 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
 - 五 育児休業に係る子が3歳に達したとき。
 - 六 育児休業をしている非常勤職員が非常勤職員勤務時間規程第21条第一号、第二号に規定する産前産後休暇となったとき。
 - 七 育児休業をしている非常勤職員が新たに当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を取得したとき又は介護休業を取得したとき。
 - 八 育児休業をしている非常勤職員が出勤停止又は停職となったこと、その他育児休業に係る子が3歳に達する日までの間、その子を養育することができない状態となったとき。
- 2 前項に該当することとなった非常勤職員は、遅滞なく必要に応じて証明書類を添付して、学長に届け出なければならない。

(育児休業の申出回数)

第7条 育児休業の申出は、原則として一子につき一回限りとする。また、複数の3歳に満たない子を養育している場合において、その内の1人について育児休業を取得した場合は、その他の子についても既に育児休業を取得したものとして取り扱う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度の申出ができるものとする。
- 一 育児休業をしている非常勤職員が新たな子を妊娠し、新たな育児休業又は産前産後の休暇を取得したことにより最初の育児休業が終了した場合で、当該新たな子が死亡又は養子縁組等により別居することとなったとき。
 - 二 育児休業をしている非常勤職員が国立大学法人電気通信大学非常勤職員介護休業規程に基づく介護休業の開始により育児休業が終了した場合で、当該介護休業が終了する日までに、当該介護休業に係る対象家族との親族関係が消滅したとき。
 - 三 育児休業の申出時に育児休業に係る子を養育するための計画について、事前に書面により学長に申し出た非常勤職員が、当該申出に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該非常勤職員の配偶者が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したとき（この号の規定に該当したことにより、当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。
 - 四 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じるとき。
 - 五 当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、非常勤職員が当該子を養育するために最初の育児休業をした場合
- 3 前項の申出があった場合の取扱いは、第4条第5項を準用する。
- (育児休業開始予定日の変更)

第8条 育児休業の申出をした非常勤職員は、育児休業開始予定日の前日までに次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、学長に申し出ることにより、育児休業開始予定日を1回に限り、育児休業開始予定日とされた日より前の日に変更することができる。

- 一 出産予定日前に子が出生したとき。
- 二 配偶者が死亡したとき。
- 三 配偶者が負傷又は疾病により、育児休業の申出に係る子を養育することが困難になったこと。
- 四 配偶者が子と同居しなくなったとき。
- 五 育児休業の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- 六 育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。

2 前項の変更の申出において、当該変更の申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該変更の申出のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日であるときは、学長は当該変更後の育児休業開始予定日（第4条第4項により学長が育児休業開始予定日を指定した場合にあっては、その指定された育児休業開始予定日）、1週間を経過する日より後の日であるときは、変更前の育児休業開始予定日までのいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。

3 第1項の申出があった場合の取扱いは、第4条第5項を準用する。

（育児休業終了予定日の変更）

第9条 育児休業の申出をした非常勤職員は、育児休業終了予定日の1月前の日までに学長に申し出ることにより、育児休業終了予定日を1回に限り、育児休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者と別居したことその他の育児休業予定日の変更の申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日の再度の変更をしなければ、その養育に著しい支障が生ずることとなるときは、再度の申出ができるものとする。

3 前2項の申出があった場合の取扱いは、第4条第5項を準用する。

（育児休業中の身分等）

第10条 育児休業をしている非常勤職員は、非常勤職員としての身分（育児休業申出をしたとき占めていた職名を含む。）を保有するが、職務に従事しない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業期間中に、業務上の必要により配置換等を行うことがある。

（育児休業中の給与）

第11条 育児休業している期間については、給与を支給しない。

2 前項に規定するほか、育児休業をしている職員の給与の取扱いについては、国立大学法人電気通信大学非常勤職員給与規程（以下「非常勤職員給与規程」という。）による。

（育児休業に伴う代替要員）

第12条 学長は、育児休業している非常勤職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、任期を定めて非常勤職員を採用することができる。

(職務復帰)

第13条 非常勤職員は、育児休業を取得している事由が消滅した場合、及び育児休業の期間が終了した場合には、職務に復帰するものとする。

(育児休業の申出の撤回等)

第14条 育児休業の申出をした非常勤職員は、育児休業開始予定日の前日までに学長に申し出ることにより、育児休業の申出を撤回することができる。

2 前項の規定により育児休業の申出を撤回した非常勤職員は、当該育児休業の申出に係る子については、次に掲げる特別な事情がある場合を除き、再度の育児休業の申出をすることができない。

一 配偶者の死亡

二 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

三 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき。

四 育児休業の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

五 育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。

3 育児休業の申出がされた後、育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次に掲げる事由が生じたときは、当該育児休業の申出は、されなかったとみなす。

一 育児休業の申出に係る子の死亡

二 育児休業の申出に係る子が養子である場合で、離縁養子縁組を取消したとき。

三 育児休業の申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業の申出をした非常勤職員と当該子が同居しないこととなったとき。

四 申出をした非常勤職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業の申出に係る子が3歳に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったとき。

(育児時間)

第15条 この規程において育児時間とはその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、次条による承認を受け勤務しないことをいう。

2 この規程第3条に規定する非常勤職員（ロに掲げる非常勤職員を除く。）は、育児時間を取得することができない。

3 育児時間を取得できる時間は、1日につき2時間を超えない範囲内の時間とする。

(育児時間の承認)

第16条 育児時間は、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 非常勤職員勤務時間規程第21条第三号の休暇を承認されている非常勤職員に対する育児時間の承認については、1日につき2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 国立大学法人電気通信大学非常勤職員介護休業規程第10条の介護部分休業を承認さ

れている非常勤職員に対する育児時間の承認については、1日につき2時間から当該休業を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 育児時間の承認を受けようとする非常勤職員は、育児時間承認請求書により、育児時間を開始しようとする1週間前までに学長に承認の請求を行うものとする。

5 第17条第4項の規定は、育児時間の承認の請求について準用する。

(育児時間の延長)

第17条 育児時間を取得している非常勤職員は、学長に対し、当該育児時間の期間の延長を申請することができる。ただし、当該子について、既に育児時間を取得したことがある場合において、当該子に係る育児時間の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、第4項各号に規定する特別な事情がある場合を除き、この限りでない。

2 学長は、前項の申し出があったときは、当該申し出に係る期間について当該申し出をした非常勤職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

3 学長は、前項により承認し、又は承認しないこととしたときは、当該育児時間を申し出た非常勤職員に育児時間の取扱いを明らかにした書面を交付しなければならない。

4 第1項ただし書の特別な事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児時間が、産前休暇を始め若しくは出産し、又は当該育児時間に係る子以外の子に係る育児時間をしようとしたことにより終了した後、当該終了事由となった子が死亡し、又は養子縁組等により非常勤職員と別居することとなったこと。

二 育児時間が出勤停止若しくは停職の処分を受けたことにより終了した後、当該休職又は出勤停止若しくは停職が終了したこと。

三 育児時間が、当該育児時間の内容と異なる内容の育児時間を承認するために取り消されたこと。

四 育児時間の終了後、当該育児時間をした非常勤職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3箇月以上の期間にわたり当該子を育児休業、育児時間及びその他これに類する所定労働時間を短縮することにより子を養育したこと（当該非常勤職員が当該育児時間を開始する際、両親が当該方法により当該子を養育することの計画を学長に申し出た場合に限る。）

五 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児時間の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児時間に係る子について育児時間をしなければその養育に著しい支障が生ずること。

(育児時間の終了)

第18条 第6条の規定は、育児時間の承認の失効及び取消しについて準用する。ただし、第6条第1項第五号については「3歳」とあるのを「小学校就学の始期」として準用する。

(他の休暇との関係)

第19条 育児時間が承認されている期間の一部の日又は時間について、非常勤職員勤務時間規程に規定する年次休暇、病気休暇又は特別休暇の取得を請求する場合、若しくは、育児時間をせず勤務する場合には、当該期間の一部について育児時間は取り消されるものとする。

(育児時間中の給与)

第20条 育児時間については、その勤務しない1時間につき、非常勤職員給与規程に規定する勤務1時間あたりの給与を減額する。

2 前項に規定するほか、育児時間の給与の取扱いについては、非常勤職員給与規程による。

(不利益取扱の禁止)

第21条 職員は、育児休業、育児短時間勤務又は育児時間を申し出たこと、又は取得したことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第14条、第16条及び第21条の改正規定については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）の施行の日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前日において、この規程により育児短時間勤務を行っていた非常勤職員については、なお従前の例による。